発行所
友愛青年同志会
東京都文京区音羽町7の10　電話大塚（94）2801
編集兼発行人　渡辺昇
定価　1部10円

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽七ノ一〇
友愛青年同志会

都会地の困難を克服

東京都内の組織確立に本腰

都連結成に結びついた工作

都会地の青年組織はその結集がむずかしく、現に東京都には日本青年団協議会の単位組織すらないのである本会ではかねてより東京都内の組織化をはかるため準備を進めていたが今回、都連結成をめざし本格的な組織工作を実施することになつた。

東京都内組織工作は、去る一月二十三日の常任幹事会（第十三回）において次の要項でおこなうことに決まった。

東京都内組織工作要項

目的　東京都全域に対し友愛思想の普及をはかり、会員の獲得と各区、各市町村支部の樹立を目指し、さらに東京都連の結成にこぎつける。

期間　昭和三十三年一月二十七日より三月十二日（四十五日間）

工作員　組織部を中心に都連結成準備委員、全常任幹事、在京幹事が協力してあたる。

方法

①都庁、区役所、市町村役場の社会教育課を通じ青年団体の実態を調査する。

②青年団体（婦人団体も含む）青年学級に対し働きかけをする。

③町会青年部、文化サークルに対し懇談会その他の方法で働きかけをする。

④党組織（青年部）と連絡をはかる。

⑤国会議員関係にも働きかける。

⑥本会の文化サークル関係者の入会をはかる。

⑦現会員の会費納入を完全にする。

⑧旧会員の再入会のための働きかけをする。

⑨全会員の個人的関係を通じて組織を拡大してゆく。

⑩機関紙"友愛"を配布するのをはじめ、あらゆる機会に宣伝啓蒙にあたる。

⑪都・区の宣伝機関の利用。

⑫新聞・書籍・その他に報道された友愛的思想運動をおこなっている人々に対し連絡するとともに働きかける。

⑬都連準備委員会を開催し、組織工作に対する検討、協議をおこないながら進める。

⑭各区・各市町村の支部結成を目途とした連絡会をもつ。

⑮職域グループについては今後とも充分検討する。

目標・実質会員一〇〇〇名

備考

⑯三多摩地区は区域が広大なため今回は重点的におこない別の機会に総括的におこなう。

⑰学生会員の積極的な獲得は新学期に入ってからおこなう。

⑱講演会・懇談会等をこの期間に出来る限り開催する。

日程・省略

なお今回の組織工作の中間報告と今後の方針について二月六日おこなわれた第十四回常任幹事会で検討が加えられた結果、各区に散在する各青年団体（ほとんどが町会の青年部）との具体的交流を深めることと、都連結成に強く結び付ける工作をおこなうことを決めた。

東南アジア青年会議対策委員会

綜合的な研究と対策

アジア問題研究会として再発足

先に設置された「東南アジア青年会議対策特別委員会」について、先の第十三・十四回常任幹事会で検討された結果、青年会議対策を含むアジア問題全般を研究・討議する「アジア問題研究会」に改組することになった。

特別委員会委員長である深津国際部長は、改組するに際し、諸般の情勢を説明特別委員会的性格をもった研究会にすることが現段階において至当ではなかろうかと発言、各常任幹事もお互に情報を交換、検討して今回の措置となったものである。

同研究会は約十五名の正会員をもって構成し本会々員に限らず広くアジア問題に取り組んでいる人々を加えることにしている。また関係当局や団体にも働きかけ参与として研究会に参加してもらう人を決め、おそくとも三月より定期的に研究会を開くことになっている

しかし研究会に改組されたかといって青年会議についての対策は研究会において充分検討することになっている。特に政府が計画した本年度開催は無理なようでも、各団体とも準備は進めており、先般開らかれた、アジア・アフリカ諸国民会議の席上日青協代表が提案した「A・A青年会議」の構想によれば、内容があまりにもばく然として実現をうたがう点も多いが一応本年五・六月頃開きたいといっている。青年会議開催にあたって、アジア・アフリカ各国には確固たる青年組織が非常に少なく、国内的にも各団体間の調整が充分出来ていないことを考慮に入れるにしても、青年会議を開こうとする気運は非常に高まってきていることは事実である。

A・A青年会議　A・A諸国民会議の成果について、各方面の批判は予想以上に強く、真の連帯意識に目ざめたところの決定が下されたとはいいがたいので、その席上取り上げられたA・A青年会議開催提案にも疑問点が多いその一つ今回の会議に青年団体の代表として一応出席した国は、日本・マラヤ・エジプトの三国しかおらず、この問題が討議された時にはマラヤの代表もいなかった事実があることと、提案した日青協の代表が考えていた開催方法と、出てきた結論には相当のくい違いがあるので、青年団体としての発言が非常に弱かった点が指摘されている。その他今回のA・A諸国民会議と、A・A青年会議との関係、政府構想との調整など完全に解決されていないので若し強行した場合、いたずらに混乱を起す結果になるのではないかと危惧の念が当然持たれる。

特別委の結論を期待

討議内容を一段と充実

各種特別委員会（社会保障問題、政策、東南アジア青年会議対策）の今後の運営について先般来、常任幹事会において検討が加えられ委員長の手でその結論をまとめ、去る二月六日開催された第十四回常任幹事会の席上発表された。

まず東南アジア青年会議対策委については深津委員長より別稿の通り研究会に改組したい旨の発言があり、各常任幹事ともこれを了承、内定している研究会メンバーについて意見を交換、三月上旬には第一回の会合を開くことにした。

つぎに政策委について北川委員長より、全国大会までに本会の政策全般について一応の結論をまとめるため、各政策委員の担当する問題を早急に決めたいと発言したが問題が問題だけに、近日中に政策委員会を招集して充分討議することになった。しかし先に決めた道徳問題に関する政策委の結論は早急にだすことには異論はなく、他の問題についても積極的に取り組むことを申し合せているので、政策委の活躍が期待される。

引続き、社会保障問題委について鶴巻委員長は、この委員会は社会保障に関する全般的な問題を検討するが、とりあえず「国民皆保険」「国民年金制度（恩給制度を含む）」の二つに焦点をしぼり、今後毎月一回委員会を開き討議してゆきたいと発言し、これが了承され、委員会開催日時を委員長に一任した。

以上のように、各特別委員会とも具体的問題に取り組みだしたのでその結論が期待される。

論説

予算審議に政府の反省を望む

三十三年度予算案が審議される今国会は、いろいろな意味で考えなければならない点が多い。

まず予算案編成をめぐる、猛烈な分捕り合戦と、これに対する政府の無気力ぶりが強く印象に残ったことである。昨年末に示した政府の「予算編成の基本方針」が貫らぬかれているなどとはお世辞にもいえない。それにもかかわらず「国際収支の改善を一層確実、かつ持続的なものとすることが必要であり、そのために消費、投資および財政を通じ健全な基調を堅持し内需を抑制すべきだ」と蔵相・企画庁長官は演説している。この演説だけを聞くと政府の経済政策の目標や現状の認識等には聞くべき点があるのだが、どうも弁解がましくきこえるのである。

与党やその他の圧力団体の意向によって修正するのならなぜ原案作成前に充分打ち合せをおこなわなかったのか、政党政治がおこなわれている今日、政党の意向が予算案に盛り込まれていないのでは無意味で、当然盛り込んであるものと一般では考えている。それが政府原案に対し与党が強引に干渉したかのように受け取られたことはどうしたことかといわざるをえない。この点について自民党の川崎秀二代議士は予算委員会の席上「提出された予算案は数字だけをみれば一応の予算案といえても、その編成過程において、手順にぬかりがあった」といったのもうなずける。

このように予算案編成をめぐるごたごたは総選挙を目前に控えていることも加味されて、後を引き国会再会当初は白々しい空気が流れ、迫力のない予算審議になるのではないかと思われた。即ち政府では「提出した予算案は最善のものだ」といいながら確固たる信念もなく「予算成立が何より大切だ」としながら積極的な気はくが見られないことである。この虚をついておこなわれた「小沢発言問題」は、野党をして政府組みしやすしの感をいだかせ、大荒れは、予算審議に入る早々やってきた。「小沢発言問題」については、与党・野党とも軽率のそしりをまぬかれないことで、いたずらに闘争心をあおったにすぎず、お互に面子にこだわりすぎた結果、はた目にはあまり感心したものではなかった。これなどは国会に良識があればそれ程事態を紛糾せずにすむ問題で、与野党とも充分反省すべきである。

しかし予算委員会に入ってからの荒れようは大方政府側に責任があるといわざるをえない。予算委員会開会後二日目で野党が総退場するなどは戦後初めてのことであり、それはそれなりに理由があるとすれば、二月中に予算案を通すなど無理な注文で、予算の年度内成立も予断が許せなくなってくるだろう。政府が予算案に自信なく不勉強ときているのだから、野党の質問も益々腰がすわった感じで、するどく追及してきている。特に見苦しかったのは、ベトナム賠償に関する社会党の成田代議士の追及に、一日ならず二日目も関係閣僚が首を集めて協議しなければ答えられなかったことなど最も悪い例でその他の質問についても各省の係官すら即座に答弁できなかったのだから、野党でなくてもあきれるほかない。予算審議でいくら質問者が傾聴すべき質問をしても「ソツのない答弁」に終始し、説得力ある説明をなしえないのでは国民の血税が泣くだろう。また答弁につまるなどは政府がタガがゆるんでいる証拠で、これが事務官僚にまで及んでいるといってよかろう。

政府が苦しむのは野党や大向には受けても、本格的な国政審議にはならない野党の質問をハッシと受け止める気はくと充分納得のゆく答弁があってこそ国政をゆだねたかいがあるといわれるのである。

この点予算審議にあたり政府は充分考えてもらいたい。

青少年対策に一役？

本年度予算案に計上

—青年の家—

岸首相は就任以来、たびたび青少年対策の重要性を説き、青少年に対し呼びかけをおこなってきた。そのあらわれとして本年度予算案が注目されたが、予算に示された内容では「青年の家」建設計画ぐらいで、それも大蔵省原案を復活してようやく日の目を見たのであるから、政府は真剣に青少年対策と取り組んでいるのかどうか疑わしいといわれても仕方がないであろう。

青少年に健全な宿舎を安く提供しようとする計画は、諸外国のユース・ホステル運動が最近しばしば伝えられ、とくに本会の「友愛山荘」建設運動の進展に刺激され、具体化したものである。

この計画は文部省から「青年の家案」運輸省から「ユース・ホステル案」が提出され、両省に一億円の予算をあてる案で、まず文部省案によると「青年の家」は木造あるいはブロック建築、五十名程度収容の家を全国二十五ヵ所に建て地方の青少年に農業・水産や家事の実習をおこなうことも考えている。一方運輸省案をみると、鉄筋コンクリート二階建四百坪の大型ホステルで、収容人員も三百名程度から五十名程度の小型ホステルまで四種類ぐらいを計画、海外のホステラーも対象にしている関係上設備が洋式になっている。この施設を利用するには、自炊百円、二食付三百五十円程度を予定しており、宿泊者は禁酒を原則として、タバコも一定の場所以外はすえないことになり、門限は夜の十時までなど、国際ユース・ホステルなみになっている。

一部ではこの計画を単なる観光旅行者中心の施設になるのではないかと危惧する向きもきかされるがいずれにしろ「青年の家」が建つことによって具体的な青少年対策が一歩前進することは事実であるしかし建設後の運営についてはわれわれも危惧の念をいだいている。それは青年自からの手が加わっていないことである。その意味から本会の「友愛山荘」建設運動こそ非常に意義深いものといえる。

上・マラヤ青年連盟の幹部
下・インドネシヤYMCA幹部

日本の恥辱

部落解放国策樹立要請全国会議開く

一月二十四日東京四ッ谷の主婦会館で開かれた「部落解放国策樹立要請全国会議」には、部落解放同盟をはじめ、自民、社会、共産の各政党及び各種団体代表が集まり別稿の決議を可決、今後の運動を進めるために国策樹立連絡会議を設けることになった。

決議（要旨）

全国六千部落三百万人のいわゆる未解放部落民は、長い闇の封建的な身分差別と、経済的圧迫によって、今もなお極めてみじめな生活状態におかれている。これは就職、就学、居住など一切の市民的自由を行政的に保障されなかった結果としてもたらされたものである。その解決は市民的権利を確保し健康にして明るい生活を保障することでなければならない。われわれは部落問題の完全解決のために政府及び国会に対し次の事項の速やかなる実施を要望する。

一、内閣に部落対策審議会を設け、部落問題完全解決のための各種の調査、研究、企画、立案並びに審議答申、勧告などの外に行政査察、指導をおこなわしめること。

二、国会内に部落問題の解決のための特別委員会を設ける。

三、政府は各省の責任において部落問題のための行政施策を積極的に実施せしめる。

直言

▽"雲にそびゆる高千穂の"の歌ごえが聞かれなくなってから久しいが、昨今再び方々で聞かれるようになってきた。この歌の文句に象徴されているように「建国記念日」などというより「紀元節」といった方がどうもぴったりきそうで、昨年と同様自民党の一部議員からだされた「二月十一日を建国記念日に制定する」法案もつまるところは紀元節の複活にほかならないような感じがする。

▽この法案が提出されたのは三度目であり、過去の国粋主義勢力はいち早くこの問題をとり上げ活発な運動を続けてきたことは承知の通りである。特に神社本庁では傘下の各神社に対し「建国祭」を祝うよう指令し、最近では小学校でも同じような式典をあげた例が出てきている。

▽「建国記念日」がないことについての論議は別として、現在出されている「法案」が問題となってくる。建国記念日があっても良いではないか とする人は たしかに多いかもしれない。しかし多くは素朴な国民感情からでているとみてよい。二月一日が科学的に根拠がなくとも、それとは別に史実をはなれて国家を祝福する気持をいけないとはいわないが、このような素朴な国民感情をただちに紀元節復活の世論とする提案者もどうかと思うが、一番気がかりなことは、過去の夢を追う国粋主義者たちが、便乗する恐れがあり、現に表面にまでおどりでてきている

▽昨年四国の一小学校長が、学童を集めて紀元節の式典をあげたことで一躍有名になったが、その校長さんの話しにも一理あり、それはそれなりに考えても、背後にある見えざる力に押し切られ、校長さんの善意などふっ飛んでしまうのではないかという危惧の念をいだいたのである。

▽外国のある人が「日本の現状はナチが政権を握る直前のドイツに似ている」といったそうである。全面的に肯定しかねるがたしかに一面をついた言葉である。このような時に逆コース的臭いのぷんぷんする紀元節復活（法案では建国記念日となっているが）こそ最も警戒すべき問題ではなかろうか。

前途多難な各国
だが独立意識は強い

奥田吉郎

東南アジアの現況（その三）

◇マライ

独立後間もないマラヤに対する最大の関心は、国民が独立をどう受けとっているかにしぼられる。大使が未だ赴任していない日本大使館で、これも亦、二・三日前に着任した若い外交官と話しあってみると、マラヤの国民が独立意識にみなぎっているのが外を歩いただけでは酌取ることが無理だという結論に達した。

八月三十一日の熱狂的なムルデカ（独立）の祝典や、強大なムルデカ競技場に立ってみると、一寸不思議な気持になるが、マラヤの内状はなかなか復雑である。

マラヤの総人口は約六百五十万あって、そのうち中国人二百五十万インド人九十万をかゝえている。現在は、この三つの人種を代表するそれ〴〵の政党の連立政権で安定をみせているが、利害や思想が一致しないので再編成が叫ばれている。経済的な力を持っている華僑、次いでインド人の発言力も強く、前途は多難である。

国語（マライ語）の問題一つでも議論百出でまとまらない。この困難な国を率いているラーマン首相は国民の信望を一身に集めているその掲げている政策もゆるやかで決して無理がない。国語をマライ語とするのは十年後といった具合で、ウエトナム、インドネシヤと対照的である。

そのラーマン首相に、クワルラアンプールの飛行場で会った。眼鏡の底から、暖かい目ざしに笑顔を浮かべながら握手を求められた。

マラヤの地下資源は豊富だが、その開発はまだこれからである。食糧は米が不足勝で輸入に頼っている。マラヤの青年は政治の方へ頭を向けて、純粋の青年運動は育ちにくい状態にあった。

マラヤの漸進的なゆき方と、インドネシヤの性急な歩み方とのどちらが幸せになるだろうか。

◇シンガポール

シンガポールで下りる予定になっていたインドネシヤの入国査証が心配していた通り許可になっていなかったので、それをとるため都合十日間滞在した。

今迄の訪問旅行は、ぎっしりつまった日程のため、町の風俗習慣をゆっくり眺める機会が余りなかったが、ジエトロの紹介で日本人クラブに宿を移しゆっくり腰を落ちつけた。

シンガポールの島の大きさは、長さ四十二キロ、巾二十三キロで想像していたよりずっと大きかった。市内は南部が、中国人街、中央部は商業街、北部はマライ人街とおよそ三つに分けられ、日本の商社も多数進出していた。

日本の金融引締のあおりを食ってこの所ふるわないが、鉄鋼ブームの頃は活気を示していだ。

シンガポールの人口百二十万のうち九十万が中国人で、中国人の町といってもいい過ぎでない程である。ここの経済的な地位は香港と共に少しもゆるいではいない。スエズ問題の際はヨーロッパの商品が入港しなかったので、日本の商品が勢い急増して来たが、スエズが通ってみるともとの姿に帰ってしまった。しかしヨーロッパの商品は距離的にみてシンガポールあたりが限界であるから、日本の貿易も悲観したものでもない。ただ計画性に乏しいのと、各社の競争で買いたたかれるのを工夫しなければ先きが思いやられる。

中国人は相互扶助の社会を作っているので、この指導者は非常に大きな力をもっている。最近はこの指導者の他に、シンガポールの選挙で新しい指導者が自治政府の役職についているし、思想的な対立が次第にはげしさを増してきた。

渡江作戦で有名なジョホール水道にいったが、湖面のように静かでここが歴史の戦場としていくつかの尊い血が流された場所とは思えないほどだった。

◇インドネシヤ

ジャカルタ 飛行場での入国検査は、今までにない厳しいものだった。訪れた日本大使館は日・イ賠償問題で上下をあげて緊張していたし、戒厳令の布かれた町々では西イリアン（西ニューギイニヤ）問題でいきりたっていた。

国民党中心の連立内閣がマシユミ党の脱退により崩壊して以来、各地で反政府的な動きが活発になり特にスマトラ・セレベスの一部では地方自治政府をつくり中央政府の威令が届いてない現状だった。更に軍部ではこの傾向が一層強かった中央政府に離反する主な原因は、スカルノ大統戦の統率する国民党は、共産党との統一戦々をつくりジャカルタ周辺での共産党の力が急速に強くなったことによる今一つの理由は、インドネシヤの財政はスマトラだけで七十％の収益があり、スラトラに支出されるのが僅か十五％という利益の問題に、ジャワ人種に対するスマトラ系人種の反感がからまっている。

また、イントネシヤ人の大多数の信仰を集めているイスラム教では共産主義勢力に反対しているのと軍部のバックがあるため、叛乱側の勢力はあなどり難いものがあるところが、この実情に手を焼いたスカルノ大統領は、国民評議会をつくり、国の正常化、オランダ・インドネシア協定の排止、イリアンの解結、国家建設事業等の政策を掲げて国外問題に積極的になったスカルノ大統領の国民的人気は未だおとろえていないし、イリアン問題に関しては、国民の足並がそろって、われわれが滞在中も、デモが繰返され、解結を期して国民の黙祷が行われた。

その後、オランダとの断交が行われ、スカルノ大統領に対して新政府樹立の動きかけが強いように、昨今の新聞は伝えている。内に政情不安と経済的危機をかかえたインドネシヤは前途多難である。

◇フイリッピン

大統領選挙が終った直後であり、比較的親日派のガルシアが当選していたが、選挙運動の間は日本を非難する候補者に人気が集っていたようである。

だれしもが心配するように、フイリッピンの対日感情は決してよくはない。大使館えは反日デモが時々あるし、日本人とわかると争いをしかけてくる恐れがあるなどと聞くといやになるだろう。

正直な所、われわれも心から歓迎を受けた地は想出も多く、居辛い所には愛着がわかないが、大使の言には心を打たれた。

対日感情の悪い国に行った人々やそれをきいた人々が、その国に好感情を持たないのは当然かも知れないが、その人々が親善に努力しなければいつまでたっても、親善関係が樹立されない。と

日本の遺骨収集船が、現地の協力を受けているニュースは心暖まるし、マニラ旧城内、ホートサンチャゴの無名戦士の墓にわれわれは心からお参りをした。

日比貿易は通商交渉がまとまらないので、協定のないまま行われているが、日本はフィリッピンにとってはいい顧客である。

日本のフィリッピン向け輸出、四万三千ドル、輸入六万四千ドルで輸入超過の国である。

フィリッピンから木材（ラワン）、鉄、銅の鉱石、糖蜜を主に入れている。

通商協定のまとまらない点は、最恵国待遇についてである。これが自国の産業保護を考え過ぎて、相手国のことを余り考えない点にある。戦後独立して自分の手で経済を動かし始めたので、ナショナリゼーションの傾向が強い。華僑に対する圧迫も、急激でしかも手厳しいのに反し、アメリカなどの外国大資本に対して比較的甘いのはいなめない。

三回にわたり掲載した東南アジアの現況はこの稿をもって終ります。（編集局）

――インドネシヤにおける中学生のデモ――

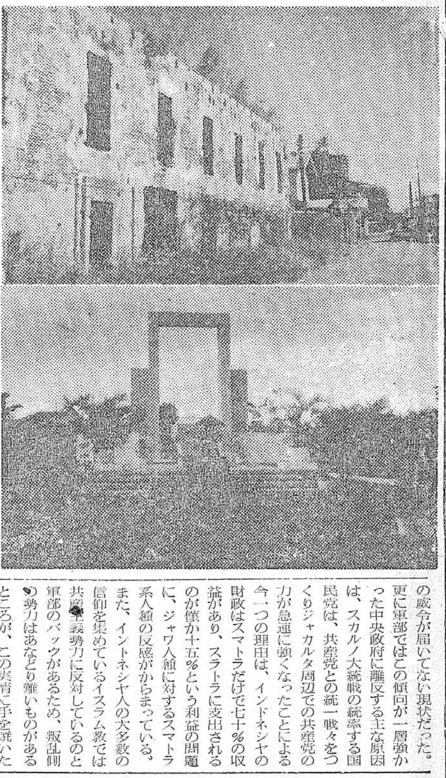

上・モンテンルパ、下・ホット・サンチャゴの無名戦士の墓

部落解放問題を探る
5

解放運動の行向

部落民の問題は先に述べたようにその歴史や、社会におかれている状態等をみたとき、この事実の中から出てくるのであって、そこから派生する差別的な現象をとらえただけでは何んら解決されないとみるべきであろう。

部落解放運動も現在では差別的な現象の解決のみにとどまらず、差別の実体をなくす方向に向って進められてきている。部落解放運動を見た場合、部落民が外部において職を求め、教育を受けようとしたり、結婚しようとする、いわゆる外部との折衝の中にだんだん社会の表面に現われてきた。部落民の外部進出は必然的結果といいながら、半面部落民が一層差別の苦しみをあじあうことになり、世に有名な島崎藤村の「破戒」の最後も主人公丑松がアメリカの新天地を求めて日本を去ることによって結末を告げている。これと同じようなことを、部落解放運動の先駆者である柳瀬勁介という人は明治三十三年頃「社会外の社会人エタ非人」という本の中で書いているこの本によると部落の人達の差別の不当をあげながらも結局は、部落民の解放は新天地を求めさせ、新らしい生活に入らせるほかはなく、台湾移住によって部落問題を解決しようとしている。一方政府でもこの問題を放っておくわけにゆかず、明治四十一、二年の不景気時代、はじめて内務省は、部落の生活調査をおこない、その後いろいろと改善施策を試うみようとしたが、実際はこれとした進展をみるに至らなかった。

それより先明治三十五年には、岡山県に最初の部落解放運動をとり上げたともいうべき、備作平民会が組織されているが、政府の融和主義的な行き方に影響され部落民の戦闘的団体とは別に「帝国公道会」が全国的に組織され今日の同和教育の基をつくった。

環境の整備や思想の善導に力を注ぎ部落民の生活をおびやかしている差別に目を注がなかったところに同和教育の欠陥があり、大正七年におこった全国的な米騒動を契機として、部落民自身の力によって水平社運動が嵐の如く燃え上ってきたのである。まず差別をなくせと叫び、今までのような外部の恩恵的方法では真の解決はのぞめないと大正十一年三月三日京都市岡崎公会堂に全国の部落から約三千人の代表が集まり、全国水平社の創立を宣言した。

「われわれはかならず卑屈なる言葉ときょうだなる行為によって祖先を辱ずかしめ、人間を冒涜してはならぬ。そして人の世の冷たさがどんなに冷たいか、人間をいたわることがなんであるかをよく知っているわれわれは、心から人生の熱と光りを願い礼讃するものである。

水平社はかくて生れた。人の世に熱あれ、人間に光りあれ」これこそ部落民の腹の底からほとばしる叫びであった。

水平社の創立によって部落民にあたえた喜びと力強さは非常に大きなものがあり、差別に対する糾弾は誠に激しいものであった。

水平社が創立されてから二ヵ月後に起った。奈良県南葛城郡大正小学校の生徒差別事件は、当時の新聞に「竹槍、混棒をたずさえた部落民、大挙学校を襲撃す、学校は修羅の巷」と報道された[illegible]

その後も流血事件はしばしば起ったが、ことの真相は一般には伝わらず、いたずらに部落民に対する恐怖心を植えつけてしまった。そのよい例が去る一月二十五日から四日間九州の別府市で開かれた日教組の教育研究全国集会の第十三分科会で同和教育がテーマの一つとして取り上げられた。日教組のような進歩的人種の集まりなのでさぞりっぱな論議がなされたであろうと思うのは早計で、同和教育をいぜん一部の先生方に押しつけられているのが実情なのである。分科会には専門の講師と司会者以外、日教組幹部が傍聴にきていない。

社会党の「部落問題解決政策要綱案」でも部落解放同盟（水平社が発展したもの）との共闘組織を問題にしているようだが、部落解放と同和教育の問題は、どうもしっくりいかないのである。[illegible]上では割り切っていながら、実際的な行動の面でお互いの誤解が完全に解けていないことがわかり、真の解決策は生れてこない。（終り）

五回にわたって連載した「部落解放問題を探る」も今月をもって終りますが、私達も今後大いに関心をもってこの問題を眺めてゆきたいと思います。（編集局）

信州穂波温泉

名古屋荘

会員は1泊二食付 400円
（但し三人以上の場合350円
自炊の場合250円）

申込
長野県下高井郡山ノ内町渋温泉
山西長忠
（一週間前に連絡して下さい）

伊豆長岡　古奈温泉

古奈花壇

TEL 長岡 222

会員には料金割引きの便がありますので事務局に連絡して下さい

上京される会員は御利用下さい

旅館　やなぎ

東京都台東区中根岸4
TEL (84) 0744・4472

宿泊料・600円より（二食付）
但し会員の場合は割引きます

友愛山荘のために

（1）

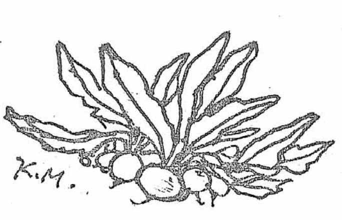

深津栄一

人は、みな夢をもつ。見えるものへの夢、見えないものへの夢。山に育った人が、朝夕ながめる山にやがて登りたいという欲望を感ずるように、そして甚だ唐突な言い方であるが、日本民族の場合は、四囲海にかこまれたアジアの東の端の、小さな島に住んで、海のむこうの、未見の「世界」に無限のあこがれと期待を持っている。そのような「憧れ」と「期待」が、わたしどもの「山荘」建設運動の一つの動機を提供したと言ったなら、そこここで幾分かの非難めいた言葉が聞かれるかもしれない。しかし、世界の青年たちが、いま何を考え、何をしつゝあり、そして将来何をしようとしているかを考えたとき、私はわたしたちの「友愛山荘」を一日も早く持ちたいという「憧れ」と「期待」を、もっとも強く感ずる。これから何回かにわたって書こうとしている「外国」の青年たちの「生活」が、建設運動の動機を強めるのに役立つことを私は心から願っている。私どもが彼等から学ばなければならないのは、彼等がもっている「建物」の構造とか、運営の仕方とか、そこで行われている「規則」ではなくて、それらを生み出し、そしてそれらを支えている彼等の「生活」と「精神」であるから。【写真スイスのホステル】

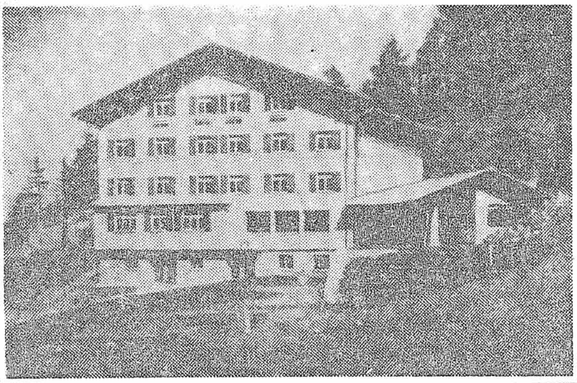

鍵

私は、ヨーロッパにいる間、限られた費用で、旅程に盛られた多くの場所をおとずれるために、できるだけ安い宿にとまり、食費もできる限り安くあげねばならなかった。わが国の現在の外貨事情のもとでは海外旅行をする日本人にとって、官費旅行の議員先生ならいざしらず、食べることと泊ることを安くあげることは、極めて重要な旅行手段であるからである。

それでも、パリにいる間は、飛行機会社がすすめてくれたセーヌ畔の一流？ホテルにとまって、良い気持になっていた。しかし、いよいよドイツに入り、財布のなかみと、これからの旅程をにらみ合わせて考えてみると、どうしても安い宿に泊らなければならないことになった。

だから、南ドイツのミュンヘンでは、前もって、そこの大学の友人に、学生の泊る安い宿を紹介してもらってあった。それは「国際学生会館」と呼び、各国の学生が宿泊できるものであった。

その日、夜おそくミユヘンに着いた私は、その国際学生会館を探し出すために、かなり手間どった。そして旅行案内社の女の子のたすけをかりて、やっとのことターケン・ストラッセという裏通りにあるそれを見つけ出した。そこの若い管理人は、ドイツ語以外話さないという甚だもって非国際的人物であった。たどたどしい会話のやりとりの後に、私のために個室が予約されていたことを知って、はじめて私は胸をなでおろした。

その背の高い管理人は私を室に案内すると、くどくどと何やら説明していくつかの鍵の束を私に渡した。外国旅行に多少経験のある私は、管理人の話すドイツ語がよく分からないでもその中の一つが私の室のドアの鍵であることを了解した。残りの鍵は、日本の小学校の小使さんが、ジャラジャラさせているのと同じようなものだとその時私は考えた。一つの合鍵の外にいくつかの形の違った鍵を一緒にしておくことによって、鍵に「威厳」みたいなようなものを与え、また、それが盗まれた場合、その中から合鍵を見つけ出すのをむつかしくさせるためのカムフラージュだというのが、私がかって聞いた説明であった。私は、その典型的なバヴァリアンの風貌を備えた男から、私の手のひらにずっしりと重い鍵のたばを受取って「ダンケ・シェーン」（有難う）と言った。シャワーをつかい、荷物の整理が終ると、私は急に空腹を覚えた。時刻は十時をまわっていたと思う、私は室に鍵をかけその鍵束を何か余計なもののようにズボンのポケットにほうりこみジャラジャラ鳴らしながら、夕食を喰べに、夜の町に出た。然し料理屋は仲々見つからなかった。私ははじめての街で道に迷わないよう用心して歩いた。そしてかなり歩いてやっと一軒の酒場を見つけた。しかし、そこのボーイはその時刻に夕食を喰べに酒場に来た「遠来の客」に対して余り親切でなかった。オムレツは仲々出来ず、酒をのまない私は、お腹を鳴らしながら舞台の上のクワルテットの鳴らす静かな音楽を聞いていた。料理は酒の肴用のもので私の空腹を充すには不充分であった。三度目にヴォーストを注文したときは気がひけたが仕方がなかった。

結局、私は、ミュンヘンでの最初の夜の夕食にかなりの金を払うことになった。時間的には、決して店をあけない、外国の習慣が身にしみた。西ドイツ最大の都市と言っても、夜のふけた裏街は暗く人通りはほとんどなかった。私は石畳の道の上を靴をひびかせてまた宿舎に帰った。ところがそれからが大変であった。宿舎の入口がもう閉じられていたからだ。私は「しまった」と思った。私は押せども、引けども動かないドアの前で途方にくれた。かなり強くドアをたたいたが誰もあけてくれるものはなかった。それはユース・ホステルではなかったが、国際ユース・ホテルの「門限」の規則がまざまざと思い出された。どうしようあすの朝までこのままかと、私は半ば絶望的にそこの石段に腰をおろした。

結局、私は、それから三十分位たって帰って来たドイツの学生に救われた。彼は自分のポケットから鍵の束を出して、その中の一つの鍵を探し出すとそのドアを開けた。そして、私のポケットの中で鳴っている鍵を、上からおさえて「君も持っているじゃないか」と言った。私は驚いて、自分のを取出し彼のとくらべてみた、同じであった。

翌朝、私が、室の内外を調べて確認したところによると、私に与えられたいくつかの鍵の、どれ一つとして「余分の」また「カムフラージュ」のものはなかった。室の机の引出し、洋服ダンス、その中の引出し、戸棚、室の入口、建物の入口と合計六個の鍵が、管理人から渡されたものの全部であった。私は、その鍵の束をにぎりしめて、ドイツ人の堅実性を自分の手の中に持っているような気がした。

教訓

われわれ、日本人は「鍵」の生活になれていない。山荘では、必ず、しっかりしたロッカーを各室に備え、鍵をとりつけること。それは、決して「生活」を孤立化させるものではないことを考えなければならない。

戦争放棄の諸問題

（十）

五七号、五八号と年末年始の二回を休載した。従って、本講が今年の始めである。まずは全国の同志会員諸君に、新年の慶びを申し上げたい。ところで憲法問題の分野では先に述べた憲法調査会が依然「憲法制定の経過」の調査を続けており、昨年暮の第八回総会には参考人吉田茂元首相の陳述書が披露されて話題となった。また資料としても広汎多岐な資料が集められており、従来陽の目をみていなかったものが、逐次調査会に提供されている。憲法改正の是非という重大問題に対して、国民が適切な判断をなしうるように調査会が、純粋に客観的な立場にあって、公正な資料を提供されることを期待したい。諸君も又、常に研究を怠ることなく、次代の指導者として憲法問題にも関心を持って頂きたい。

そこで今月は第九講を受けて第九〇特別議会における「第九条――戦争放棄――」をめぐる論議の推移を、衆参両院の審議から眺めてみることにしよう。

共産党上程に反対

戦争放棄民族の独立に反す

一、憲法議会の開会と憲法改正の発案（続）

衆議院における審議……政府の提出した「帝国憲法改正案」は二一年六月二〇日衆議院に提出され二四日同本会議に上提された。以来八月二四日修正可決されて、貴族院に送付されるまで連日審議されたわけである。憲法改正問題に対する質疑は、早くも二一日の本会議で吉田首相の施政方針演説に対し片山哲議員（社会党）が、また二四日には、始めて合法政党として姿を現した共産党の徳田球一議員が、それぞれ苦戦を開始した。中でも、徳田議員は記念すべき議政壇上初の第一声において、「戦争放棄」は民旋の独立を裕初の手になる改正案の上提に反対するという立場を表明して注目を浴びた。このことは共産党が「平和憲法擁護」を看板としている今日興味深いが、この発言（後の野坂発言も同趣旨）のため、共産党は今日、超党派的性格を持つという「憲法擁護国民連合」から除外されている。本会議上提以後、委員会に付記された二八日迄までに質疑を行ったものは次の一一名であった。

（二五日）北昤吉（自由党）
（二六日）原夫次郎（進歩党）北浦圭太郎（自由党）鈴木義男（社会党）
（二七日）吉田安（進歩党）森戸辰男（社会党）酒井俊雄（協同民主党）
（二八日）安部俊吾（無所属）細迫兼光（無所属）布利秋（日本民主党準備会）野坂参三（共産党）

これらの質疑において、戦争放棄の問題が主要な論点となったことはいうまでもない。すなわち、原議員は侵略戦争のみを放棄することを主張した。この論議の詳細や政府の答弁は、もう少し後に述べることにしたい。

ともあれ、これらの審議は戦後最初の民主議会のことでもあり、占領下でもあって、例えば北議員の質問にもあるごとく、議会に充分な修正権があるのかどうか、改正案には国際的圧力が加えられているのではないかといったいわば盲の手さぐり的な論議に感じられるところが多いのもであった。しかしこれは、国会当初であって、特別委員会に入って討議はようやく活発化してきた。

自衛権の存否論争

政府正当防衛権は有害と答弁

二、特別委員会の設置と審議

特別委員会の設置……六月二八日野坂議員の質疑をもって本会議の質疑を終了し、議長指名の七二名の委員より成る「衆議院帝国憲法改正案委員会」を設置、改正案はこの委員会に附託された。委員会の構成は次の通りである。

委員長　芦田均（自由党）
委員　自由党二二名、進歩党一五名、社会党一五名、協同民主党七名、新光クラブ五名、無所属クラブ六名、日本民主党二名、共産党一名

委員会は、七月一日より八月二一日共同修正案可決まで改正案を審議したわけである。委員会における主要な論点を列記すると次のようである。

（1）憲法改正の動機、目的及びその改正手続の問題
（2）天皇の地位、主権の存在および国体変更の問題
（3）戦争放棄の問題
（4）憲法と条約の問題
（5）前文の表現修正の問題

これらは本会議でもすでに問題となったものもあるが、本会[illegible]この外、社会的経済的規定や議院内閣制が問題となれていた。

衆議院での論点……ところで、この本会議及び委員会を通じて示された戦争放棄をめぐる論議の主要点は、どのようなことについてであったであろうか。以下にこれら主要点についての論議の経過と所在を概観してみよう。

自衛権の存否……第九条の規定を受けとった国民の感じたものは、一つにはその徹底した平和主義への共感ないしは驚きであり、一つは今後の国の安全を如何に保障するかという不安であった。そこで必然的に出てくるのが、自衛権存否の疑問であり、鈴木義男、原夫次郎両議員の疑問がこれであった。すなわち、自衛権（自己防衛権）は個人における正当防衛権と同じように、国家の存立そのものの固有の権利であるが、第九条はそれをも放棄しようとするものであるかどうかである。これに対して吉田首相は、六月二十六日衆議院本会議において「第九条は直接には自衛権を否定していないが、第九条第二項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、交戦権も放棄したものである」と答弁し、実質的には自衛権もないのだという政府の解釈を明らかにした。ついで同月二十八日、共産党野坂参三議員が、戦争には現実に「不正の戦争」と自国防衛の「正しい戦争」とがあるのであって、わが国は戦争一般を放棄するのではなく、「侵略戦争の放棄」とするのが適当ではないかと質したのに対し、吉田首相は、近年の戦争は多く国家正当防衛権の名において行われており、国家正当防衛権を認めること[illegible]有害であると答弁し、ここではっきりと自衛権をも否定する趣旨であることを明らかにした。

同種の質問は、なお山崎岩男議員からもなされているが、政府の答弁は[illegible]木村篤太郎[illegible]外敵侵入があった時国民が国内で腕力その他の器物で[illegible]（笹森順造議員）[illegible]竹槍戦術も違反である[illegible]

しかし、これに対して芦田均議員（改正案委員会委員長）の[illegible]「改正案第九条が成立しても、日本が国際連合に加入を認められる場合は、憲章第五一条の制限の下に、自衛権の行使は当然認められる[illegible]」[illegible]

ともあれ、自衛権の存否について[illegible]

国家の安全保障……それでは、自衛権なき国家の安全保障は[illegible]徳田球一、鈴木義男、林平馬、藤田栄等議員の質問に対して、吉田首相は、国際平和団体が確立された暁には侵略戦争を始めるものは平和に対する侵略者であって[illegible]国家的義務が平和愛好諸国家の間に自然に発生するであろうとして、[illegible]安全保障を求めることを中心に描いている[illegible]一応国際連合組織えも全面的に依存する考えを明らかにした。（つづく）

100円募金をおこなっております

〝友愛山荘を〝つくろう〟!!

皆様方の御協力をお願いします

募金の資料御入用の方は
友愛青年同志会事務局に
御連絡下さい

友愛山荘建設委員会

多い激励の手紙

われらのホープ 川崎副会長

今国会予算委員会の質問演説第一陣として行った本会副会長川崎秀二代議士は、世界平和の問題をはじめ、各種施策に与党議員としてかってない鋭どさをもった質問をおこない、大きな反響を呼んだ。このように国会において健闘する川崎副会長の姿を裏書きするように各方面から激励の手紙も非常に多く舞い込んでいる。以上は国会再開を前にして先日おこなわれたNHKの街頭録音に社会党代議士とともに出席した際に一聴取者から寄せられた激励の手紙の一つである。（編集局）

川崎秀二副会長

前略

昨夜（一月二十日）午後十時十五分からNHK第一で「通常国会に望む」の街頭録音を聞いた一サラリーマンです。川崎さんの論旨・信条・抱負を伺って今の保守党政治家の中では出色の漸進的な考え方をもたれていることに敬意を表します。

幸か不幸か私は川崎さんとイデオロギーの点で本質的に異なり保守政党を支持出来ませんが、同席した社会党某氏より、庶民との接触にあたたかいものがあるように伺いました。

大衆の批判に対して率直に耳を傾け政治家として反省している点、議員としての品位、信念、今後の保守政党のあり方に対する私見等、脱皮する明日の保守政党のホープとして、私達青年の期待は大きいものがあります「不肖〇〇が体を張って軍人恩給は引受けた」などと浪花節的義理人情論をぶつ保守党幹部がいる今日です。川崎さんの責任は重大といえましょう。

私は三重県の人間ではありませんが、あなたのような良識ある保守政党家を持つ三重の選挙民は誇りだと思います。

かって何かのグラビヤで多忙のひとときを御子息とキャッチボールをされている、あなたの庶民的な姿に接し私達と非常に身近にある政治家という印象を受けました。

健康に留意され、明日の保守党のホープとして大きく成長されることを国民の一人として念願する次第です。

不一

東京都豊島区巣鴨

H・M生

救難作業に全員参加

―小松島支部（徳島県）―

「南海丸」遭難事故

去る一月二十六日、和歌山と徳島県小松島を結ぶ南海汽船の定期船「南海丸」が、強風下紀伊水道において遭難し、百五十名にのぼる乗船者が全員死亡するという、一大惨事が起ったことは、いまだ記憶にあらたである。

その後の救難作業が進むにつれいまさらながら自然の猛威におののくとともに、遺族の心情見るに忍びざるものがあり、海難事故に対する徹底的な対策が叫ばれている。また救難作業について各方面が積極的に協力、かずかずの美談を生んでいる。本会の小松島支部（支部長安田勝）では、同日遭難の報をきくや、支部会員の間から救難作業参加の声が起り、早速支部組織をあげて参加することが決まった。

同支部会員のほとんどが今回の救難作業に参加し「友愛の旗」のもと、消防団、婦人会の人々と遺体の運搬や炊事その他遺家族のもてなしに、連日、連夜出動した。小松島支部の会員たちは連日の奉仕作業にもかかわらず、口々に、「友愛をモツトーとする私達にとって当然のことをおこなったまでで、私達の奉仕が御遺族の心痛を少しでも和らげる事ができれば」といっている。

ワダイ わだい 話題

勝負ごとというものはいつになっても亡びない、それは人間の心理を巧みに掴んで放さないからである、そしてこの勝負ごとの好きな人間のほとんどが縁起をかつぎ、縁起の神様は客の種が絶えない、酒呑みと同じように癖があり泣き、笑い、こぼし、怒り、むっつり、勝つにつけ負けるにつけ癖が出るようである。

下町のある床屋の主人で生れついての賭け好きがいる、なにしろ生れる時に男か女かで夫婦喧嘩までして賭け争った両親の中に生れ落ちたのだから無理もない、この床屋の源造さん商売をそっちのけでも愛嬌があってか損をしない性分で近所でも憎まれることもなく 店はわりに 流行っているようである、ただ何んでも人の顔さえ見たら賭をしなければ気の済まない性分が傷でこれさえなければ良い男なのだがというのが近所のウワサ

ある日、店も終った頃に同じ町内に住む閑人で通って将棋好きの隠居が来ている例の如く駒の音をパチリパチリとさせて夜のひとときを費やす。

始めは未だよかったのだがその内源さんが熱くなって、「この勝負私が勝つということに賭けましょう」といえば勝負ごとは好きでも賭けは嫌いだという源造さんとは全く正反対の隠居もついつられて、「よしこの勝負に絶対金を賭けないというわしの信念に賭けよう」

（不燃生）

友愛ライブラリー

図書を寄贈しよう

既報の通り友愛ライブラリーは、先の第十二回常任幹事会で設置することになったが、このほどその具体的設置要綱が次の如く決まった。

収集整備資料の要綱（要旨）

一、図書の購入と整備（図書台帳に記載）

①世界平和に関する図書及び文献

②政治思想に関する図書及び文献

③社会保障に関する図書及び文献

④青年婦人・学生問題に関する図書及び文献

（イ）団体の組織、構成、活動（青年、学生、婦人、社会、政治、文化）

（ロ）青年のリクリエーションに関するもの

（ハ）その他青年問題一般に関するもの

⑤農村問題に関する図書及び文献

⑥その他必要と認められる図書

二、記録及び文献の整備

①日刊各紙から切り抜いた記録文献の整備

（イ）青年・学生・教育問題

（ロ）婦人問題

（ハ）政治思想（世界平和に関するものを含む）

（ニ）社会保障制度

（ホ）農業問題

（ヘ）友愛社会（美挙・朗話等）

②友愛青年同志会の記録・文献

（イ）事業計画及び行事関係付随文書（含報告書）

行事関係文書綴（本部）

行事関係文書綴（支部）

（ロ）各種委員会の資料（除政策文書）

特別委員会関係文書綴ー（一）

（ハ）政策文書……政策委員会政策文書綴

（ニ）予算・決算関係の文書……予算・決算関係文書綴

（ホ）本会の発刊するパンフレット類……友愛青年同志会資料集（一）

三、写真資料の収集と整備

（イ）各種青年、学生、婦人団体（本要綱三ノ二に掲げる団体）に関する写真資料の収集

（ロ）本会主要行事に関する写真資料の収集

註 写真資料は、通常のネガフイルムにより焼付けたもの以外に入手が困難でかつ貴重な資料はマイクロフイルムによる影響等による撮影等による複製を作製する。

四、青年団体に関する資料の収集整備

①資料収集団体の種類

青年団体

婦人団体

学生団体

②資料収集団体の性格

政治団体、文化団体、社会団体、リクリエーション団体、宗教団体

右の団体の中、組織（全国的であるとを問わない。）機関、事務所を有し、現に具体的な活動を継続して行なっているものとする。

③（収集すべき資料）

設立趣意書、規約、事業概要、機関紙、刊行物、徽章、年次報告書（大会要覧等）その他の印刷物

五、機関紙「友愛」の整備

①機関紙の定期的製本

機関紙は、毎年一回、一年分を一冊として製本し、事務局に保存する。

②別に定める分類によって、切抜を作成し、各々適当と思われる時期に製本して、事務局に保存する。

図書の寄贈運動をおこなっております。皆様方の積極的な協力をお願いいたします。

友愛ライブラリー

―解説―

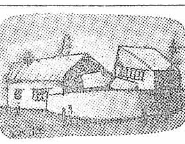

「ザル法」にするな

―あっせん収賄取締―

◇「政官界からいわゆる汚職を追放して、清純明朗な民主政治を確立することはわたくしのかねてからの念願である。政府は、行政の監察をさらに強化して汚職の根絶を期するよう、綱紀の粛正に一段の努力を払いたいと思う。こうした見地から、いわゆるあっせん収賄罪に関する立法の準備を進めているのである」これはかねてから三悪（汚職・暴力・貧乏）追放を叫ぶ岸首相がさる一月二十九日再会国会劈頭におこなった「施政方針演説」中の一節である今までの刑法では「涜職」ないし「賄賂」という言葉があり、汚職と同じ意味にとれるので、罪の構成要件に必要な法的根拠がなかったわけでなく、現に汚職で起訴されている。しかし賄賂罪の規定は公務員の廉潔と職務の公正を維持することを目的としているから、公務員の職務に関して賄賂を送ったり、受けたりしたことが必要としているので、議員や公務員の顔役がその職務外のことで賄賂をもらったところで罪の成立要件にならないのである。

◇汚職発生の要因として、政府の許可認可を要する仕事が多く、特に政府から流れる補助金や交付金が国家才出の約三分の一を占めていることにより、これらを利用する外部の利権獲得の運動が激しくなったことがあげられる。このような現状で汚職が合法化されるような法律しかないならば新らたに刑罰法規を設けて取締ることは当然考えられることで、今回「あっせん収賄取締り に関する 法律案」が、だされようとすることは、各方面が、歓迎しているところである。この法律案の法務省復案は現在法制審議会で慎重に検討されているもので、要旨は次の通りである。

一、公務員が、請託を受けて他の公務員に職務上不正の行為をさせ、または相当の行為をさせないようにあっせんすること、またはしたことの報酬として賄賂を収受し、またこれを要請、もしくは約束したときは三年以下の懲役に処するものとする。

二、前項の賄賂を供与し、またはその申込みもしくは約束した者は二年以下の懲役、または三千円以下の罰金に処するものとする。

▽ここで問題となるのは「請託を受け」「不正の行為をさせ」ということである。まず「請託」（ワイロを送ってよろしくたのむということ）については、その立証がなかなか困難で「不正の行為」がともなわなければ単にたのまれただけでは、どんないいのがれも可能である。議員が法案成立のため骨をおることは議員として当然しなければならないことで、「正当」な行為なのである。それが特定の業者に関係深いものであっても「不正」の行為にはならないと見る向きがあり専門家も認めるところである。先般社会を騒がした「売春汚職」にしても、今までの刑法では、国会議員としては職務権根がなく、国会常任委員会委員であったことにより、職務権根ありとして起訴したが、法務省復案に示されているような「あっせん収賄に関する刑罰規定」でも議員の院内活動は自由であり、法案通過を阻止するために動いても何んら「不正」ではないのである。今までの汚職事件起訴に際し「あっせん収賄罪があれば、そんなに公判維持のむずかしい起訴をしなくてもすむ」とよくいわれたが、これでは「ザル法」といわれてもしかたがない。

（辺人）

近接支部も協力

ファッション・ショーを計画

岡山地区

岡山地区では、先に移動文化映画と協力、友愛山荘建設募金映画会を岡山市を中心に約一ヵ月間開催多くの成果をおさめ一応終了したその後一月二十六日には岡山市公会堂において同趣旨の募金ダンスパーテーを開催するなど益々活発な運動を展開している。

特にダンス・パーテーには近接の支部も協力したことは今後の運動拡大に大きな役割をはたした。

このように着々と募金運動をおこなっている岡山地区は、次の事業として「ファッション・ショー」を計画、本部と密接な連絡のもとに準備を進めている。

ファッション・ショーの計画は、岡山県連結成当初から岡山地区で話題になっていたもので、それが近接の西大寺・倉敷の両支部が共催する形で開催しようとするものである。

ファッション・モデルは東京のスミレグループの方々を予定し交渉中で地元の受入れ準備が整い次第正式に決まるが、ファッション・ショーのような大事業は、相当な準備を必要とし、受け入れ体制が整備されていなければ実現不可能になる恐れもあり、本部でも交渉に際し慎重な態度でのぞんでいる地元でも本部の意をくみ、加藤武徳岡山県連名誉会長とも相談し、紡績会社の後援をはじめ、関係方面に積極的協力を呼びかけている。

なおファッション・ショーは三月下旬岡山市公会堂で開催を予定している。

友愛俳壇

内山一草堂選

横須賀 高野 政利

大き荷の寡婦北風に立ち向ふ

枯菊や薬に頼る日の多き

黄水仙手に姉妹相似たり

北海道 菅沼 東舟

雪三日まだ降り止まず山の家

今日も亦吹雪に暮れてカーテン引く

岐阜 高山 朔

掌の雪さらさらと人非情

冬眠か宗谷の氷はとけぬといふ

寒風に野犬狩厳し夜をいそぐ

東京 円城寺 里

雪国の友の便りは厚かりき

東京 稲尾 守峰

サンドイッチマンと人に呼ばれて冬の街

日光 蓬田 晃峰

頭から古オーバーかぶり冬を生く

日光 蓬田 和夫

スキーの先みなそりかえりバス満載

【選者吟】

寒月は我が背に痛し酒やむる

× × ×

○春の句を投稿下さい

友愛青年同志会会則（抄）

第一章 総則

第一条 本会は友愛青年同志会と称する。

第二条 本会は本部を東京都に置く。

本会は必要に応じ、地域別または学校別に支部を設けることができる。支部に関する細則は別に定める。

第二章 目的及び事業

第三条 本会は友愛精神を基調として青年の団結を図り、政治・経済・社会および文化の全面に亘って公正なる識見を博めるとともに、青年の学識および社会活動を援護して共助共在の実を挙げ健全明朗なる民主社会の実現と自主独立の文化国家の建設に挺身することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的達成のため左の事業を行う。

友愛精神および民主思想の啓培思想防衛と自衛体制並びに生産増強および国土開発を目途とする愛国運動の推進。

社会福祉と厚生文化を基本とする新生活運動の展開

世論調査並びに青年運動に関する資料の調整

青年の学究および社会活動に対する援護協力

国際親善に資する青年運動、講演会、公聴会、討論会、座談会、その他各種催物の開催

機関紙および各種刊行物の編集刊行その他本会の目的達成のために必要なる事業

第三章 会員

第五条 本会の趣旨に賛同し会則を守る男女青年をもって会員とする。新しい入会者は定められた入会申込書に所定の事項を記入の上入会金及び会費をそえて居住地の支部に申込むものとする。

第四章 役員及び機関

第一節 役員

第九条 本会の役員は、会長一名、常任幹事（経理一名を含む）及び幹事若干名、事務局長一名、監査二名、統制委員若干名とし大会において選出する。

第二節 機関及び機構

第十三条 本会に大会、常任幹事会、幹事会を置く。

第五章 組織

第一節 支部

第二十二条 組織の基本を支部とし、同一市区町村及び学校を単位として、会員二十名以上をもって構成する。これにみたない場合は班又は地区と称する

第二節 支部連合会

第二十四条 同一都道府県内に二個以上の支部がある時は、支部連合会を組織する。

第六章 会計

第二十六条 会費は会員一名年額二百円とし二期（四月・九月）にわけ支部より本部に納入する。支部費は支部が定める。